

令和7年第1回（2月）定例市議会説明資料

1	議案第20号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1
2	議案第21号 安中市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安中市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	8
3	議案第22号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	11
4	議案第23号 安中市長等の給与に関する条例の一部改正について	12
5	議案第24号 安中市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	13
6	議案第25号 安中市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	24
7	議案第26号 安中市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	25
8	議案第27号 安中市市税条例等の一部改正について	29
9	議案第28号 安中市手数料条例の一部改正について	31
10	議案第29号 安中市義務教育施設整備基金条例の一部改正について	32
11	議案第30号 安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	33
12	議案第31号 安中市放課後児童クラブ条例の一部改正について	34
13	議案第32号 安中市子ども・子育て会議条例の一部改正について	35
14	議案第33号 安中市営すみれヶ丘霊園条例の一部改正について	36
15	議案第34号 安中市小口資金融資促進条例の一部改正について	37
16	議案第35号 碓氷峠の森公園条例の一部改正について	38
17	議案第36号 安中市建築基準法関係手数料条例の一部改正について	39
18	議案第37号 安中市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正について	46
19	議案第38号 安中市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部改正について	47

20	議案第39号 安中市市営住宅等設置条例の一部改正について	60
21	議案第40号 安中市公共下水道条例の一部改正について	61
22	議案第41号 安中市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	62
23	議案第42号 安中市消防団員の定員、任免及び給与に関する条例の一部改正について	68

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第1条関係：安中市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(罰則) 第12条 第3条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第12条 第3条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
2 (略)	2 (略)

第2条関係：安中市職員の給与に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(期末手当) 第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)及び(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの 第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めるこ	(期末手当) 第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)及び(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの 第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めるこ

とができる。	とができる。
(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮 以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合	(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮 以上の刑に処せられなかった場合	(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
(2)及び(3) (略)	(2)及び(3) (略)
4～6 (略)	4～6 (略)

第3条関係：安中市職員の退職手当に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮 以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以	(退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以

下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に

下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に

起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 (略)

2及び3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手

起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 (略)

2及び3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手

当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (略)	当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (略)
---	---

第4条関係：安中市水道水源保護条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(罰則) 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	(罰則) 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)

第5条関係：安中市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(退職報償金支給の制限) 第5条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)	(退職報償金支給の制限) 第5条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)

第6条関係：安中市小水道条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(罰則) 第18条 小水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。 2 みだりに小水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は5万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第18条 小水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 2 みだりに小水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は5万円以下の罰金に処する。

第7条関係：安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) (略) 第28条 第10条第3項又は第19条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。	第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) (略) 第28条 第10条第3項又は第19条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。

第8条関係：安中市行政不服審査会条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(罰則) 第9条 第3条第4項(第5条第5項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第9条 第3条第4項(第5条第5項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。

第9条関係：安中市個人情報保護法施行条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
附 則 (経過措置) 第3条 (略) 2～4 (略) 5 次に掲げる者が正当な理由がないのに施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書(旧条例第2条第6号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。	附 則 (経過措置) 第3条 (略) 2～4 (略) 5 次に掲げる者が正当な理由がないのに施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書(旧条例第2条第6号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた行政文書に記録された旧個人情報¹を施行日後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 (略)

(1)～(3) (略)

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた行政文書に記録された旧個人情報¹を施行日後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

7 (略)

安中市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安中市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第1条関係：安中市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2の2 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))にお</u>ける」とあり、並びに第2項	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2の2 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項</u> <u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))にお</u>ける」とあり、並びに第2項

る」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者

で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2及び3 (略)

(新設)

(新設)

る」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第15条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病

又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2及び3 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

	(1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> (2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> (3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>
--	---

第2条関係：安中市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(部分休業の承認) 第9条 1~2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下この項において「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。	(部分休業の承認) 第9条 1~2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第61条の2第20項__の規定による介護をするための時間(以下この項において「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第1条関係：公布日施行分

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する議員にあっては、辞職又は死亡の日現在)において受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に<u>100分の222.5</u> _____を乗じて得た額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略)	(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する議員にあっては、辞職又は死亡の日現在)において受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略)

第2条関係：令和7年4月1日施行分

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する議員にあっては、辞職又は死亡の日現在)において受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略)	(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、前項の基準日現在(同項後段に規定する議員にあっては、辞職又は死亡の日現在)において受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に<u>100分の227.5</u> _____を乗じて得た額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略)

安中市長等の給与に関する条例の一部改正について

第1条関係：公布日施行分

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(期末手当等) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に<u>100分の222.5</u> _____を乗じて得た額とする。 3 (略)	(期末手当等) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の232.5</u>を乗じて得た額とする。 3 (略)

第2条関係：令和7年4月1日施行分

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(期末手当等) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の232.5</u>を乗じて得た額とする。 3 (略)	(期末手当等) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額に<u>100分の227.5</u> _____を乗じて得た額とする。 3 (略)

安中市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

第1条関係：安中市職員の給与に関する条例の一部改正（公布日施行分）

新旧对照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(初任給調整手当)	(初任給調整手当)
第8条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち欠員の補充が困難と認められる職に新たに採用された職員には、月額 <u>30万9,200円</u> (最高限度額)を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。	第8条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち欠員の補充が困難と認められる職に新たに採用された職員には、月額 <u>31万円</u> _____(最高限度額)を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。
(期末手当)	(期末手当)
第23条 (略)	第23条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> _____ (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5级以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、 <u>100分の102.5</u> _____) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合</u> には <u>100分の122.5</u> 、 <u>12月に支給する場合</u> には <u>100分の127.5</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5级以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、 <u>6月に支給する場合</u> には <u>100分の102.5</u> 、 <u>12月に支給する場合</u> には <u>100分の107.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
(略)	(略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」と _____、「 <u>100分の102.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の58.75</u> 」と _____ する。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の102.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の58.75</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」とする。
4～6 (略)	4～6 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)

第24条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に

100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75(特定幹部職員にあっては、100分の58.75)

を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第3条関係) 全部改正

別表第2(第3条関係) 全部改正

第24条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75(特定幹部職員にあっては、100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第3条関係) 全部改正

別表第2(第3条関係) 全部改正

第2条関係：安中市職員の給与に関する条例の一部改正（令和7年4月1日施行分）

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(初任給、昇格、昇給等の基準)	(初任給、昇格、昇給等の基準)
第5条 (略)	第5条 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 前項の規定により職員(次項に規定する 職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務	4 前項の規定により職員(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務

し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

- 5 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員の第3項の規定による昇給は、

同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

(新設)

(新設)

6～9 (略)

(扶養手当)

第11条 (略)

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族

し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給

とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

- 5 次の各号に掲げる

職員の第3項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員

6～9 (略)

(扶養手当)

第11条 (略)

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(削除)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5

(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(新設)

第11条の2 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月

号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 _____ にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(削除)

の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第14条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者

が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2及び3 (略)

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩

(住居手当)

第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第14条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2及び3 (略)

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩

により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)及び(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び第3号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

(新設)

により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)及び(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項 _____ において「運賃等相当額」という。)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 _____

_____, 第1号に定める額又は前号に定める額

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につ

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(単身赴任手当)

第14条 (略)

2 (略)

3 国家公務員又は職員以外の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第21条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間 であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる

き、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

(単身赴任手当)

第14条 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったこと

に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第21条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の 午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる

場合の区分に応じ、当該各号に定める額

とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、9,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第22条 (略)

2 第5条第1項から第8項まで、第11条から第12条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第23条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

(勤勉手当)

場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、9,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第22条 (略)

2 第5条第1項から第8項まで及び第11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第23条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125

(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあっては、100分の105

)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

(勤勉手当)

第24条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5(特定幹部職員にあつては、100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあつては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75(特定幹部職員にあつては、100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25(特定幹部職員にあつては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第3条関係) 全部改正

別表第2(第3条関係) 全部改正

別表第3(第4条関係) 全部改正

ア 行政職等級別基準職務表

第24条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105
(特定幹部職員にあつては、100分の125

_)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50

_(特定幹部職員にあつては、100分の60

_)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第3条関係) 全部改正

別表第2(第3条関係) 全部改正

別表第3(第4条関係) 全部改正

ア 行政職等級別基準職務表

第3条関係: 安中市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(令和7年4月1日施行分)

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(扶養手当) 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶	(扶養手当) 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶

養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(管理職員特別勤務手当)

第12条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間

であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(給与の減額)

第16条 (略)

2 職員が部分休業(当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第19条 第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

養を受けているものを扶養親族とする。

(削除)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(管理職員特別勤務手当)

第12条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(給与の減額)

第16条 (略)

2 職員が部分休業(当該職員がその6歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第19条 第5条、第6条及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第4条関係：地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正

(令和7年4月1日施行分)

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(安中市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 附則第5条 1~4 (略) 5 新給与条例第24条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 6 安中市職員の給与に関する条例第5条第1項、第4項及び第6項から第8項まで並びに第11条から第12条まで並びに新給与条例第5条第2項、第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 7 (略) (安中市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第7条 安中市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	(安中市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 附則第5条 1~4 (略) 5 新給与条例第24条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 6 安中市職員の給与に関する条例第5条第1項、第4項及び第6項から第8項まで並びに第11条 _____ 並びに新給与条例第5条第2項、第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 7 (略) (安中市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第7条 安中市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条 _____ 及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

安中市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
○安中市職員の退職手当に関する条例 (失業者の退職手当) 第10条 (略) 2から13 (略) 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める</u> _____日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。 (1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数 (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数 に相当する日数 15から17 (略)	○安中市職員の退職手当に関する条例 (失業者の退職手当) 第10条 (略) 2から13 (略) 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> (削除) (削除) 15から17 (略)

安中市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第1条関係：公布日施行分

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第10条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u> _____を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略) (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第10条の2 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u> _____を乗じて得た額を超えてはならない。 3～5 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第18条 第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」 _____と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第10条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～5 (略) (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第10条の2 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。 3～5 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第18条 第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と</u>、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、

又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」

と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

別表第1(第3条関係) 全部改正

別表第2(第3条関係) 全部改正

又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」と、「100分の107.5」とあるのは

「100分の51.25」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

別表第1(第3条関係) 全部改正

別表第2(第3条関係) 全部改正

第2条関係：令和7年4月1日施行分

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額、 <u>6月に支給する場合</u> には100分の122.5、 <u>12月に支給する場合</u> には100分の127.5を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額、 <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3～5 (略)	3～5 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第10条の2 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額を超えてはならない。

3～5 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第18条 第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の51.25」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第10条の2 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に100分の105
_____を乗じて得た額を超えてはならない。

3～5 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第18条 第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の70」
_____と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の50」
_____と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以

前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

安中市市税条例等の一部改正について

第1条関係：安中市市税条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。	(市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第2条関係：安中市都市計画税条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
附 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 8 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し	附 則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 8 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し

及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) (略)

及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) (略)

第3条関係：安中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく

個人番号の利用に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)及び(6) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)及び(6) (略)

安中市手数料条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行		改 正 案	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
(略)	(略)	(略)	(略)
狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録	初回のみ1頭につき 3,000円	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定が適用される場合を除く。)	初回のみ1頭につき 3,000円
(略)	(略)	(略)	(略)

安中市義務教育施設整備基金条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行		改 正 案	
(財産の種類及び積立て)		(財産の種類及び積立て)	
第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。		第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。	
(1) 山林		(1) 山林	
所在地	面積(平方メートル)	所在地	面積(平方メートル)
安中市松井田町五料字中木山国有林102林班ろ小班	39,123	安中市松井田町五料字中木山国有林102林班ろ小班	39,123
安中市松井田町坂本字霧積山国有林144林班い小班	25,157	(削除)	
安中市松井田町上増田字増田山ほか国有林185林班ほ小班	59,875	安中市松井田町上増田字増田山ほか国有林185林班ほ小班	59,875
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	

安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(食事の提供の特例) 第17条 次に掲げる要件の全てを満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)	(食事の提供の特例) 第17条 次に掲げる要件の全てを満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)

安中市放課後児童クラブ条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

対照表

現 行	改 正 案																																										
(対象児童) 第4条 クラブに入所することができる者は、<u>原則として、本市に住所を有する</u> 小学校に就学している児童で、市長(前条の規定により指定管理者に管理を行わせるクラブにあっては、指定管理者。第12条第3項及び第4項を除き、以下同じ。)が保護者の就労、疾病その他の理由により、継続的に適切な保育を受けられないと認めるものとする。―― ―― (保育料) 第12条 (略) 2～5 (略) 6 市長は、おやつ代及び教材費の経費として、保育料のほか児童1人につき月額<u>2,500円</u>以内の額を徴収することができる。 別表(第2条関係) <table><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>安中市東横野学 童クラブ</td><td>安中市鷺宮3150番地1</td><td>3 0 人</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>安中市松井田 児童クラブ</td><td>安中市松井田町松井田953番 地 松井田小学校内</td><td>4 0 人</td></tr><tr><td>(新設)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	定員	(略)			安中市東横野学 童クラブ	安中市鷺宮3150番地1	3 0 人	(略)			安中市松井田 児童クラブ	安中市松井田町松井田953番 地 松井田小学校内	4 0 人	(新設)			(略)			(対象児童) 第4条 クラブに入所することができる者は―― ――、本市に住所を有し、かつ、小学校に就学している児童で、市長(前条の規定により指定管理者に管理を行わせるクラブにあっては、指定管理者。第12条第3項及び第4項を除き、以下同じ。)が保護者の就労、疾病その他の理由により、継続的に適切な保育を受けられないと認めるものとする。<u>ただし、特に必要があると市長が認めるときは、この限りでない。</u> (保育料) 第12条 (略) 2～5 (略) 6 市長は、おやつ代及び教材費の経費として、保育料のほか児童1人につき月額<u>3,000円</u>以内の額を徴収することができる。 別表(第2条関係) <table><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>安中市東横野学 童クラブ</td><td>安中市鷺宮3150番地1</td><td>4 0 人</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>安中市松井田第 一児童クラブ</td><td>安中市松井田町松井田953番 地 松井田小学校内</td><td>4 0 人</td></tr><tr><td>安中市松井田第 二児童クラブ</td><td>安中市松井田町松井田953番 地 松井田小学校内</td><td>3 0 人</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	定員	(略)			安中市東横野学 童クラブ	安中市鷺宮3150番地1	4 0 人	(略)			安中市松井田第 一児童クラブ	安中市松井田町松井田953番 地 松井田小学校内	4 0 人	安中市松井田第 二児童クラブ	安中市松井田町松井田953番 地 松井田小学校内	3 0 人	(略)		
名称	位置	定員																																									
(略)																																											
安中市東横野学 童クラブ	安中市鷺宮3150番地1	3 0 人																																									
(略)																																											
安中市松井田 児童クラブ	安中市松井田町松井田953番 地 松井田小学校内	4 0 人																																									
(新設)																																											
(略)																																											
名称	位置	定員																																									
(略)																																											
安中市東横野学 童クラブ	安中市鷺宮3150番地1	4 0 人																																									
(略)																																											
安中市松井田第 一児童クラブ	安中市松井田町松井田953番 地 松井田小学校内	4 0 人																																									
安中市松井田第 二児童クラブ	安中市松井田町松井田953番 地 松井田小学校内	3 0 人																																									
(略)																																											

安中市子ども・子育て会議条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>保健福祉部子 ども課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>保健福祉部こ ども課</u> において処理する。

安中市営すみれヶ丘霊園条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(使用対象者) 第5条 区画墓地を使用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 本市に住所を有する者であつて、<u>親族の焼骨を有しているもの</u> (2) (略) 2 (略)	(使用対象者) 第5条 区画墓地を使用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 本市に住所を有する者_____ (2) (略) 2 (略)

安中市小口資金融資促進条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
附 則 (経過措置) 2 合併前の安中市小口資金融資促進条例(昭和31年安中市条例第11号)又は松井田町小口資金融資促進条例(昭和31年松井田町条例第1号)(以下「合併前の条例」という。)及びこの条例の規定により融資を受けた者(以下「借入者」という。)の当該融資に係る既往債務について、借入者は、この条例に基づく融資によりこの条例の施行の日から<u>令和7年3月31日</u>までの間、借換えをすることができる。この場合において、当該借換えにおける条件、手続等については、この条例に定めるほか、別に定めるものとする。	附 則 (経過措置) 2 合併前の安中市小口資金融資促進条例(昭和31年安中市条例第11号)又は松井田町小口資金融資促進条例(昭和31年松井田町条例第1号)(以下「合併前の条例」という。)及びこの条例の規定により融資を受けた者(以下「借入者」という。)の当該融資に係る既往債務について、借入者は、この条例に基づく融資によりこの条例の施行の日から<u>令和8年3月31日</u>までの間、借換えをすることができる。この場合において、当該借換えにおける条件、手続等については、この条例に定めるほか、別に定めるものとする。

碓氷峠の森公園条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行				改 正 案			
別表第2(第4条関係)				別表第2(第4条関係)			
区分	公開日	公開時間	備考	区分	公開日	公開時間	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
碓氷峠 の森公園 交流館	4月1日から翌 年3月31日まで	午前10:00から 午後9:00まで (午後8:30入場終 了)	毎月第2・4 火曜日を 除く。	碓氷峠 の森公園 交流館	4月1日から翌 年3月31日まで	午前10:00から 午後10:00まで (午後9:30入場終 了)	毎月第2・4 火曜日を 除く。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

安中市建築基準法関係手数料条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案																																				
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の規定により申請_____する者のためにする事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。 (手数料の徴収時期) 第3条 手数料は、前条に規定する事務についての申請_____の時に徴収する。 別表第1(第2条関係) 建築物に関する確認申請等手数料 <table><tr><th>手数料を徴収する事務</th><th>床面積の合計</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td>法第6条第1項(略)の規定による</td><td></td><td></td></tr><tr><td>確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査</td><td>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</td><td>15,000円</td></tr><tr><td></td><td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td><td>22,000円</td></tr><tr><td></td><td>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</td><td>35,000円</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額	法第6条第1項(略)の規定による			確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円		100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	22,000円		200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	35,000円		(略)		(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の規定により申請又は通知(以下「申請等」という。)する者のためにする事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。 (手数料の徴収時期) 第3条 手数料は、前条に規定する事務についての申請等_____の時に徴収する。 別表第1(第2条関係) 建築物に関する確認申請等手数料 <table><tr><th>手数料を徴収する事務</th><th>床面積の合計</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td>法第6条第1項(略)の規定による</td><td></td><td></td></tr><tr><td>確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査</td><td>30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</td><td>16,000円</td></tr><tr><td></td><td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td><td>26,000円</td></tr><tr><td></td><td>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</td><td>40,000円</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額	法第6条第1項(略)の規定による			確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	16,000円		100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	26,000円		200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	40,000円		(略)	
手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額																																			
法第6条第1項(略)の規定による																																					
確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円																																			
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	22,000円																																			
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	35,000円																																			
	(略)																																				
手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額																																			
法第6条第1項(略)の規定による																																					
確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	16,000円																																			
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	26,000円																																			
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	40,000円																																			
	(略)																																				
備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。	備考 1 床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応																																				

- (1) 建築物を建築しようとする場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築しようとする場合(移転する場合を除く。) 当該計画変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更しようとする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築しようとする場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築しようとする場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更しようとする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 当該申請等に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書に規定する特定建築行為(以下「特定建築行為」という。)のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当するものが含まれる場合(同法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しが提出された場合を除く。)においては、次の各号に掲げる当該特定建築行為に係る建築物ごとの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を、当該建築物に関する確認申請等手数料の額に加算する。この場合において、既に確認を受けた特定建築行為の計画を変更するときは、当該計画の変更に係る建築物ごとの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額を加算する。

- (1) 一戸建ての住宅であって、建築物の特定建築行為に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 11,000円
- (2) 一戸建ての住宅であって、建築物の特定建

築行為に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 13,000円

(3) 一戸建ての住宅以外の住宅であって、建築物の特定建築行為に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 22,000円

(4) 一戸建ての住宅以外の住宅であって、建築物の特定建築行為に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの 34,000円

3 法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備(以下「昇降機」という。)に係る部分が含まれる場合において、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じた額として、建築物に関する確認申請等手数料に加算する額

(1) 昇降機を設置しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。) 14,000円(小荷物専用昇降機については、9,000円)

(2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置しようとする場合 10,000円(小荷物専用昇降機については、8,000円)

別表第2(第2条関係)

工作物に関する確認申請等手数料

手数料を徴収する事務	区分	手数料の額
法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	工作物を築造する場合(次項において準用する法第6条第1項を除く。)	13,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物の築造をしようとする場合	8,000円

別表第2(第2条関係)

昇降機及び工作物に関する確認申請等手数料

手数料を徴収する事務	区分	手数料の額
法第87条の4に昇降機を設置しようとする場合(次項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査)	昇降機を設置しようとする場合(小荷物専用昇降機については、9,000円)	14,000円
	確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置しようとする場合	10,000円
	小荷物専用昇降機については、8,000円	
法第88条第1項において準用する法第6条第1項を除く。)	工作物を築造しようとする場合(次項に掲げる場合を除く。)	13,000円
1項の規定による確認の申請	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を	8,000円

又は法第88条第1項において
 準用する法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査

別表第3(第2条関係)

建築物に関する中間検査申請等手数料

手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額
法第7条の3第2項の規定による中間検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事が終了した旨の通知に係る検査		

備考 床面積の合計は、中間の検査を行う部分の床面積について算定する。

別表第4(第2条関係)

建築物に関する完了検査申請等手数料

手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額
法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事が完了した旨の通知に係る検査(次部に掲げる場合の検査を除く。)		
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	24,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	39,000円

別表第3(第2条関係)

建築物に関する中間検査申請等手数料

手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額
法第7条の3第2項の規定による中間検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事が終了した旨の通知に係る検査		

備考 床面積の合計は、中間の検査を行う部分の床面積について算定する。

別表第4(第2条関係)

建築物に関する完了検査申請等手数料

手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額
法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事が完了した旨の通知に係る検査(次部に掲げる場合の検査を除く。)		
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	26,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	40,000円

法第7条の3第(略)	
5項若しくは	
法第7条の4第100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	23,000円
3項の規定に	
より中間検査	
合格証の交付	38,000円
を受けた建築物を含む場合	
における法第(略)	
7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第21項の規定により中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む場合における同条第16項の規定による工事が完了した旨の通知に係る検査	

備考

床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

法第7条の3第(略)	
5項若しくは	
法第7条の4第100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	25,000円
3項の規定に	
より中間検査	
合格証の交付	39,000円
を受けた建築物を含む場合	
における法第(略)	
7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第30項の規定により中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む場合における同条第20項の規定による工事が完了した旨の通知に係る検査	

備考

1 床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

2 当該申請等に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為(以下「要確認特定建築行為」という。)が含まれる場合においては、当該申請等1件につき、次の各号に掲げる要確認特定建築行為に係る部分の床面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を、当該建築物に関する完了検査等手数料の額に加算する。

(1) 30平方メートル以内のもの 3,000円

別表第5(第2条関係)

工作物に関する完了検査申請等手数料

手数料を徴収する事務	区分	手数料の額
法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第16項の規定による工事が完了した旨の通知に係る検査	工作物を築造しようとする場合	13,000円

別表第6(第2条関係)

許可等申請手数料

手数料を徴収する事務	手数料の額
------------	-------

(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 4,000円

(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 5,000円

(4) 200平方メートルを超えるもの 8,000円

3 昇降機に係る部分が含まれる場合において、当該昇降機1基につき、建築物に関する完了検査申請等手数料に加算する額 18,000円(小荷物専用昇降機については、14,000円)

別表第5(第2条関係)

昇降機及び工作物に関する完了検査申請等手数料

手数料を徴収する事務	区分	手数料の額
法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による工事が完了した旨の通知に係る検査	昇降機を設置する場合	18,000円 (小荷物専用昇降機については、14,000円)
法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第20項の規定による工事が完了した旨の通知に係る検査	工作物を築造する場合	13,000円

別表第6(第2条関係)

許可等申請手数料

手数料を徴収する事務	手数料の額
------------	-------

(新設)	(新設)	法第7条の6第1項第1号又は第2号及び法第18条第38項第1号又は第2号(それぞれ法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	120,000円
法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の申請に対する審査	50,000円	法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の申請に対する審査	50,000円
(略)		(略)	
法第86条の5第1項の規定による複数建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	(略)	法第86条の5第1項の規定による複数建築物の認定の取消しの申請に対する審査	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
令	(略)	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

安中市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(手数料の額) 第2条 (略) 第3条 低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする者は、法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合は、前条第1項(同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項_____の規定による確認の申請又は同法第18条第2項本文_____の規定による計画の通知をしたならば安中市建築基準法関係手数料条例(平成19年安中市条例第32号)の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。	(手数料の額) 第2条 (略) 第3条 低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする者は、法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合は、前条第1項(同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)<u>の</u>規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)<u>の</u>規定による計画の通知をしたならば安中市建築基準法関係手数料条例(平成19年安中市条例第32号)の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

安中市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の規定により<u>法第12条第1項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「消費性能適合性判定」という。)を受ける者、<u>法第34条第1項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「消費性能向上計画」という。)の認定の申請をする者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。 (消費性能適合性判定に係る手数料の額) 第1条の2 <u>法第12条第1項又は第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者は、当該消費性能適合性判定に係る建築物内の非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「消費性能基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に、同号ロに規定する基準(以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄にそれぞれ掲げる額の手数料(当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した手数料を合計したもの)を納付しなければならない。ただし、消費性能適合性判定に係る建築物の用途が次の各号のいずれかに該当する場合には、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては30,000</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の規定により<u>法第11条第1項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「消費性能適合性判定」という。)を受ける者、<u>法第29条第1項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「消費性能向上計画」という。)の認定の申請をする者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。 (削除)

円、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては26,000円の手数料(当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとの手数料を合計したものを)を納付しなければならない。

- (1) 工場
- (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- (3) 水産物の増殖場又は養殖場
- (4) 倉庫
- (5) 卸売市場
- (6) 火葬場
- (7) と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

2 法第13条第2項又は第3項の規定により消費性能適合性判定を求める国等及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、前項の規定の例により算出した額の手数料を納付しなければならない。

(消費性能向上計画認定手数料の額)

第2条 消費性能向上計画について、法第34条第1項の規定による認定又は法第36条第1項の規定による変更の認定(以下「消費性能向上計画の認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 一戸建ての住宅(非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)を有しないものに限る。次条第1項第1号において同じ。)住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲

(消費性能適合性判定に係る手数料の額)

第2条 法第11条第1項又は第12条第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者又は消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額(当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、当該各号に定める額を合算した額)の手数料を納付しなければならない。

- (1) 一戸建ての住宅 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イただし書及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準(以下「性能・仕様併用基準」という。)が適用される建築物にあつては

げる額

- (2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)(非住宅部分を有しないものに限る。) 誘導仕様基準が適用される共同住宅等及び設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅等(以下「共用部分の数値を用いない共同住宅等」という。))にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅等にあっては次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

- (3) 住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅等以外の住宅であるものに限る。)次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第1号(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する額

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及

同表の第3欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準又は同号イただし書及びロ(2)(以下「仕様基準」という。))が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額

- (2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。) 消費性能適合性判定に係る部分の床面積(省令第4条第3項第2号を適用する場合は、共用部分の床面積を除く。第5号イ、第3条第1項第2号及び第4号イ並びに同条第2項第2号及び第4号イにおいて同じ。)の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額

- (3) 非住宅建築物(住宅以外の建築物をいう。以下同じ。)(当該建築物の全部を工場等(工場、危険物の貯蔵場若しくは処理場、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。))の用途に供する場合を除く。)

消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「消費性能基準標準入力法に係る基準等」という。))が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準(以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。))が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

- (4) 非住宅建築物(当該建築物の全部を工場等の用途に供する場合に限る。) 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲

びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。))が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。))が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ(イ)(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定の例により算出した額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅等であるものに限る。)) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第2号(同号ア及びイの規定を第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する額

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 誘導仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅等である建築物にあっては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(イ) 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(ウ) 建築物内の非住宅部分(住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。次条第1項第4号ウにおいて同じ。))の床面積の合計

げる額

(5) 複合建築物(住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。))及び住宅部分以外の建築物の部分(以下「非住宅部分」という。))を有する建築物をいう。以下同じ。)) 次のアの区分に応じ定める額に、イ又はウの区分に応じ定める額を加算した額

ア 住宅部分 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用されるものにおいて同表の第2欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用されるものにおいて同表の第3欄に掲げる額、仕様基準が適用されるものにおいて同表の第4欄に掲げる額

イ 非住宅部分(非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合を除く。)) 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにおいて同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにおいて同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分(非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合に限る。)) 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにおいて同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにおいて同表の第3欄に掲げる額

2 法第11条第2項又は第12条第3項の規定により変更の消費性能適合性判定を受ける者又は変更の消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、前項の規定により算出した額の2分の1に相当する額(新たに消費性能適合性判定の対象となる別の建築物にあっては同項の規定により算出した額)の手数料を納付しなければならない。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する

が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ(ウ)(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

2 前項の場合において、消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されているときは、同条第1項の規定による認定の申請に係る手数料の額は当該申請に係る同条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とし、法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料の額は当該申請により変更する法第34条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物又は追加する同項に規定する他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とする。

3 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第10条第2号	同表の第4欄
	イ(1)及びロ(1)に	
	規定する基準、同	
	号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、	

法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第13条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、第1項の規定により算出した額の2分の1に相当する額の手数料を納付しなければならない。

	同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄	
第2号ア、第3号イ(ア)及び第4号イ(ア)	誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号イ及び第4号イ(イ)	第2欄	第4欄
第3号イ(イ)	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建	同表の第4欄

	建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄	
第4号イ(ウ)及び第5号	誘導基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄

4 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行うものは、第1項(前項において読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知をしたならば安中市建築基準法関係手数料条例(平成19年安中市条例第32号)第2条の規定により納付することとなる手数料(同条例別表第1に規定する事務に係る手数料に限る。)の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 法第41条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に

(消費性能向上計画認定手数料の額)

第3条 消費性能向上計画について、法第29条第1項の規定による認定(以下「消費性能向上計画の認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ

応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(3)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(3)に規定する基準又は同号イ(3)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(2) 共同住宅等(非住宅部分を有しないものに限る。) 仕様基準が適用される共同住宅等及び共用部分の数値を用いない共同住宅等にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅等にあっては次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(3) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅等以外の住宅であるものに限る。) 次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表

当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準(以下「誘導性能・仕様併用基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額

(2) 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあっては同表の第3欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあっては同表の第4欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(4) 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適

第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅等であるものに限る。)仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅等である建築物にあってはア及びウに掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあっては次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の住宅の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が

用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額

イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住宅部分にあっては、アに掲げる額

(イ) 非住宅部分にあっては、イに掲げる額

2 消費性能向上計画の認定の申請をする者は、当該申請に係る消費性能向上計画が法第30条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

(2) 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第4欄に掲げる額

(4) 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいづ

別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

- 2 消費性能に係る認定の申請をする者が当該申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第1条第1項 第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(3)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(3)に規定する基準又は同号イ(3)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル	同表の第4欄
-----	--	--------

れに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第4欄に掲げる額

ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住宅部分にあっては、アに掲げる額

(イ) 非住宅部分にあっては、イに掲げる額

- 3 消費性能向上計画について、法第31条第1項の規定による変更の認定の申請をする者は、第1項又は前項の規定により算出した額の2分の1に相当する額(新たに消費性能向上計画の認定の対象となる別の建築物にあっては第1項又は前項の規定により算出した額)の手数料を納付しなければならない。

- 4 法第29条第3項各号に掲げる事項が記載された消費性能向上計画について、前3項に規定する申請をする者は、前3項に定める額の手数料のほか、同条第3項に規定する他の建築物について前3項の規定の例により算定した額の手数料を納付しなければならない。

- 5 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う者は、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第18条第2項(これらの規定を同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は計画の通知をした場合は、第1項から前項までの規定により納付すべき手数料のほか、安中市建築基準法関係手数料条例(平成19年安中市条例第32号)第2条の規定により納付することとなる手数料(同条例別表第1及び別表第2(法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査に限る。)に規定する事務に係る手数料に限る。)の額に相当する額の手数料を納付しなければ

	住宅法又はフロ ア入力法に係る 基準」という。)が 適用される建築 物並びに同号イ (3)及びロ(3)に規 定する基準(以下 「仕様基準」とい う。)が適用される 建築物にあって は同表の第3欄	
第2号ア	性能基準等が適 用される建築物 にあっては同表 の第2欄に掲げる 額、モデル住宅法 又はフロア入力 法に係る基準が 適用される建築 物及び仕様基準 が適用される建 築物にあっては 同表の第3欄	同表の第4欄
第2号イ及び第4 号イ	性能基準等が適 用される建築物 にあっては同表 の第2欄に掲げる 額、モデル住宅法 又はフロア入力 法に係る基準が 適用される建築 物にあっては同 表の第3欄	同表の第4欄
第3号ア及び第4 号ア	性能基準等が適 用される建築物 にあっては同表 の第2欄に掲げる 額、モデル住宅法 又はフロア入力 法に係る基準が 適用される建築	同表の第4欄

ならない。

	物及び仕様基準 が適用される建 築物にあっては 同表の第3欄	
第3号イ、第4号 ウ及び第5号	消費性能基準標 準入力法に係る 基準等が適用さ れる建築物にあ っては同表の第2 欄に掲げる額、消 費性能基準モデ ル建物法に係る 基準が適用され る建築物にあつ ては同表の第3欄	同表の第4欄

別表第1(第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
200平方メートル 未満	33,000円	18,000円	5,000円
200平方メートル 以上	37,000円	19,000円	5,000円

別表第2(第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1戸以上4戸以下	65,000円	31,000円	9,000円
5戸以上15戸以下	108,000円	54,000円	19,000円
16戸以上	183,000円	97,000円	42,000円

別表第3(第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
300平方メートル 未満	65,000円	31,000円	9,000円
300平方メートル 以上	108,000円	54,000円	19,000円

別表第4(第1条の2、第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
300平方メートル	212,000円	82,000円	9,000円

別表第1(第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
200平方 メートル 未満	33,000円	23,000円	18,000円	5,000円
200平方 メートル 以上	37,000円	26,000円	19,000円	5,000円

別表第2(第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
300平方 メートル 未満	65,000円	47,000円	31,000円	9,000円
300平方 メートル 以上	108,000円	79,000円	54,000円	19,000円

別表第3(第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
300平方メートル 未満	212,000円	82,000円	9,000円
300平方メートル 以上	265,000円	104,000円	16,000円

別表第4(第2条関係)

第1欄	第2欄	第3欄
300平方メートル	21,000円	17,000円

未満				未満		
300平方メートル	265,000円	104,000円	16,000円	300平方メートル	30,000円	26,000円
以上				以上		

安中市市営住宅等設置条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行			改 正 案		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
市営住宅等(国庫補助分)			市営住宅等(国庫補助分)		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
内出団地	安中市安中5丁目4807番4		(削除)	(削除)	(削除)
	地2				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
小丸田団地	(略)	6	小丸田団地	(略)	5
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
市営住宅等(簡易住宅分)			市営住宅等(簡易住宅分)		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
市営住宅等合計		1,080	市営住宅等合計		1,075
(略)			(略)		

安中市公共下水道条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(除害施設の設置) 第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない汚水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(8) (略) (9) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの。(令第9条の4第1項第21号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値 2 (略)	(除害施設の設置) 第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない汚水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(8) (略) (9) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの。(令第9条の4第1項第21号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。) 当該排水基準に係る数値 2 (略)

安中市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(布設工事監督者の資格) 第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める____資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の____土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2年以上水道</u>____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者____ (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれ____に相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u>____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者____ (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程____を含む。)又は____高等専門学校____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後____)、5年以上水道____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者____	(布設工事監督者の資格) 第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める<u>布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</u> (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程____を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (2) 学校教育法による大学____又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程____を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程<u>(以下「専門職大学前期課程」という。)</u>を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)<u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(新設)

(新設)

(新設)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。))において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該

(新設)

各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(新設)

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者)

(新設)

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

2 給水人口が5万人以下である水道事業又は1日最大給水量が2万5千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事

した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第5条 法第19条第3項に規定する水道

(水道技術管理者の資格)

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める

資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目

を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(新設)

(新設)

技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については7年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校に

(4) (略)

(新設)

(新設)

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) (略)

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

2 1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

安中市消防団員の定員、任免及び給与に関する条例の一部改正について

第1条関係：公布日施行分

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(団員の休団) 第5条 (略) 2～3 (略) 4 休団中の期間は、<u>第7条</u>に定める報酬を支給しないものとし、退職報償金の勤務年数に算入しないものとする。 (新設) (分限) 第6条 (略) (報酬) 第7条 (略) (費用弁償) 第8条 (略) 別表(第7条関係)	(団員の休団) 第5条 (略) 2～3 (略) 4 休団中の期間は、<u>第8条</u>に定める報酬を支給しないものとし、退職報償金の勤務年数に算入しないものとする。 (欠格条項) 第6条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、団員とすることができない。</u> (1) <u>懲役以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者</u> (2) <u>安中市消防団員服務規律及び懲戒条例（平成18年安中市条例第205号）第6条及び第7条第1項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u> (分限) 第7条 (略) (報酬) 第8条 (略) (費用弁償) 第9条 (略) 別表(第8条関係)

第2条関係：令和7年6月1日施行分

現 行	改 正 案
(欠格条項) 第6条 (略)	(欠格条項) 第6条 (略)

(1) <u>懲役</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者 (2)～(3) (略)	(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者 (2)～(3) (略)
---	---

